



子子発 0202 第 1 号
社援総発 0202 第 1 号
障企発 0202 第 1 号
老総発 0202 第 2 号
平成 30 年 2 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における
防火安全体制等の周知徹底について

去る1月31日夜、北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、本日現在11名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生した。避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

貴職においては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いする。

また、総務省消防庁予防課長及び国土交通省住宅局建築指導課長より別添1、別添2のとおり通知が発出されているので、当該通知において注意喚起や違反对策を行うように示されている対象建築物（一定の要件に該当する寄宿舍又は下宿）において、社会福祉施設等に関する事業が運営されている場合は、消防部局及び建築部局等とも十分に連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いする。